



今年も夏が終わろうとしています。長引いた梅雨、各地の集中豪雨による水害、最近の異常気象がもたらす数々の被害のニュースを聞く度、あまり災害に関係ない群馬県に住んでいても不安になります。9月1日は「防災の日」、二百十日も過ぎると台風シーズンです。自分達の住んでいるところは安心と過信できません。「備えあれば、憂い(うれい)なし」を心がけたいですね。

今回は「自立支援医療」についてご説明させていただきます。

#### 自立支援医療とは

H18年4月から、いままで障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)ごとに定められていた福祉サービスが、障害者自立支援法という共通の制度により提供されることになりました。この法律により、いままでの更生医療、育成医療、精神通院公費が「自立支援医療」に統合されました。特に何が変わったか、医療費は、各人の所得に応じた自己負担でしたが、今後は1割の定率負担になります。

入院中の食事療養費も公費負担の対象外となり、自己負担となります。

本院に関係のある自立支援医療として、いままでの更生医療があります。更生医療とは、身体障害者手帳により、認定されている部位の障害を軽くする、または悪化を防ぐための治療にたいしての公費負担の制度です。本院は心臓脈管外科の指定を受けていますので、心臓の手術でこの制度を利用された方も多いと思います。今後、同様の治療をうけた場合、自己負担の金額がいままでよりも増えてしまいますが、それでも医療保険のみの利用より医療費は安くなります。また、低所得世帯への減額も設定されています。下記に自己負担額の概要を表示しますので参考にしてください。(1ヶ月の費用です)

- ・生活保護世帯:自己負担上限額 0円
- ・低所得 : " 2500円
- ・低所得 : " 5000円
- ・一般世帯 :医療費が1ヶ月776560円までは一割負担。それ以上は  
医療保険の自己負担限度額が上限月額
- ・一定所得以上:公費負担の対象外

以上、自立支援医療についての説明でした。わかりにくい点もあると思います。もっと詳しくお知りになりたい方は、病院のソーシャルワーカー、または市町村役場の福祉担当にお聞きください。

「ケアハウス」ってどんな施設？ こんな質問をよく受けます。簡単にご説明させていただきます。

<どんな方が入れるの？>

60歳以上の方で、食事や入浴の手助けはいらないが、ひとり(又は老夫婦)での生活に不安がある方です。

<費用は？>

・ ケアハウスは介護保険の施設ではなく、老人福祉施設です。そのため、全額自己負担ではなく、補助がありますし、自己負担の金額もご本人の年金等の収入に応じた費用になります。例えば、前年度の収入が150万円以下の方の場合、事務費、生活費、管理費の合計は約7万円くらいです。(水道、光熱費は本人負担)

・ 入居金はありません。

<受けられるサービスは？>

- ・ 食事と入浴があります。
- ・ 介護保険のサービスが受けられます。入浴が一人で心配な方や、掃除、洗濯ができない方は、ヘルパーや訪問看護を利用しています。
- ・ 心配なこと、悩み事についての生活相談も受けられます。
- ・ 個室ですので、プライバシーが確保されます。
- ・ 急に病気になった時など、緊急時の対応もしてもらえます。

<入居するにはどこに相談するの？>

御希望のケアハウスに、ご本人、ご家族が連絡し、入居の相談をします。

(どこにどんなケアハウスがあるのかわからない。また、入居の手続きがよくわからない等、ご質問、ご不明な点がある場合は、ソーシャルワーカー、市町村の老人福祉担当、ケアマネージャー等にご相談ください。)

ご質問、ご相談がありましたら、いつでもソーシャルワーカーにお声をかけて下さい。

北関東循環器病院 医療相談室 板坂